

報道機関各位（お知らせ）

令和 4 年 5 月 31 日

---

## 町内で 3,000 平方メートル以上の宅地分譲を目的に開発事業をする者 に対し、開発事業費の一部を補助する制度を開始 ～定住人口の増加を図り、良好で持続可能なまちづくりの実現をめざす～

---

### 1 概要

御代田町では、町内において、3,000 平方メートル以上の宅地分譲（別荘地の分譲及び共同住宅を目的とするものは除く。）を目的に開発事業をする者に対し、1 区画 50 万円を上限に補助する制度（令和 9 年 3 月 31 日までの時限付き）を 5 月 25 日から設けました。

町内における大規模な宅地開発に対して、開発事業費の一部を補助金として交付することで、定住人口の増加を図り、良好で持続可能なまちづくりをめざします。

### 2 補助の内容

町内において、3,000 平方メートル以上の宅地分譲（別荘地の分譲及び共同住宅を目的とするものは除く。）を目的に開発事業をする者に対し、1 区画 50 万円を上限に補助する。

### 3 補助対象の要件 (1)～(5)を全て満たす開発事業

- (1) 宅地分譲する区域の面積が、3,000 平方メートル以上であること。
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日以降、次のいずれかに該当する事業であること。
  - ア 都市計画区域内においては、都市計画法第 29 条の規定による開発行為の許可を受けた事業であること。
  - イ 都市計画区域外においては、御代田町環境保全条例施行規則第 16 条の規定による不勧告通知を受けた事業であること。
- (3) 御代田町開発指導要綱に規定する区画面積の基準を満たしていること。
- (4) 一戸建ての住宅建築を目的とした宅地分譲であること。
- (5) 開発区域内の自然環境の保全及び植生の回復等のため、積極的に植栽すること。
- (6) 令和 9 年 3 月 31 日までの時限付きとする。

### 【問い合わせ先】

御代田町 企画財政課 企画係 担当：小平 佳伸

電話：0267-32-3112 メール：kikaku@town.miyota.nagano.jp